

やまがたクリエイティブシティセンターQ1
テレワーク環境整備事業

募集要項

令和4年12月5日

山形市

目	次	
第1	募集要項の位置づけ	1
第2	事業の概要	1
1	事業名称	1
2	公共施設等の管理者	1
3	事業の目的	1
4	事業の概要	2
第3	応募者の備えるべき参加資格要件	3
1	応募者の構成等	3
2	応募に係る参加資格要件	3
3	参加資格の確認基準日	5
4	参加資格の喪失	5
第4	事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	募集及び選定スケジュール	6
2	応募手続き等	6
第5	提案条件に関する事項	9
1	整備場所	9
2	整備内容	9
3	各種業務に関する提案の条件	9
4	業務の委託及び請負	9
5	事業計画に関する条件	9
6	市と選定事業者の責任分担	9
第6	優先交渉権者の選定に関する事項	10
1	事業者検討委員会の設置	10
2	選定方法	10
3	審査方法	10
4	優先交渉権者の決定及び審査結果	11
5	募集の中止等	11
第7	契約に関する事項	11
1	設計建設工事請負契約	11
2	契約を締結しない場合	11
3	契約締結に係る費用の負担	11
4	契約保証金	11
5	選定事業者の事業契約上の地位	12
第8	その他事業の実施に関し必要な事項	12
1	問合せ先	12

第1 募集要項の位置づけ

本募集要項（以下「募集要項」という。）は、山形市（以下「市」という。）が、やまがたクリエイティブシティセンターQ1テレワーク環境整備事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するため、本事業への参加を希望する事業者（以下「応募者」という。）に対し、本事業及びプロポーザルへの応募に係る条件を提示するものである。

下記に示す資料は、募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）である。応募者は、募集要項等の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出すること。

○別添資料

- | | |
|-------|----------------------|
| 別添資料1 | 要求水準書（添付資料及び閲覧資料を含む） |
| 別添資料2 | 審査基準書 |
| 別添資料3 | 様式集 |

第2 事業の概要

1 事業名称

やまがたクリエイティブシティセンターQ1テレワーク環境整備事業

2 公共施設等の管理者

山形市長 佐藤孝弘

3 事業の目的

地方創生テレワーク（地方におけるサテライトオフィスでの勤務等の地方創生に資するテレワーク）を推進するため、令和4年9月1日にオープンした「やまがたクリエイティブシティセンターQ1」内にテレワーク環境を整備することによって、シェアオフィスなど施設入居者や、施設利用者の利便性の向上を図るとともに、サテライトオフィスとしての県外企業の誘致や、テレワークをしている方の移住促進につなげることを目指している。

本事業で整備する施設については、早期に使用開始するため、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かし、スピード性とコスト縮減等の可能性を見込むことができる設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）を採用し、公募型プロポーザル方式により優れた提案者を本事業の受注者として選定することとする。

4 事業の概要

本事業の概要は、次のとおりとし、詳しくは要求水準書に示す。

(1) 事業方式

本事業は、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、事業者が公共の資金で本施設の設計・建設を一括で行うDB方式（Design Build）により実施する。

(2) 事業範囲

選定事業者が行う本事業の業務範囲は次の通りである。なお、業務範囲の詳細については要求水準書に示す。

① 設計業務

- ア 事前調査業務
- イ 建築設計業務
- ウ 各種申請等業務

② 建設業務

- ア 建設工事業務
- イ 工事監理業務

(3) 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は以下の通りである。

① 設計業務及び建設業務

市は、選定事業者が実施する設計業務及び建設業務に係る対価について、設計建設工事請負契約書に定める額を支払う。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、基本契約の締結日から令和5年3月20日までとする。

(5) 事業スケジュール（予定）

事業のスケジュール（予定）は次のとおりである。

設計建設工事請負契約の締結	令和5年 1月
設計・建設期間	令和5年 1月～令和5年3月
施設引渡し・供用開始	令和5年 3月

(6) 事業の実施に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたって、選定事業者は関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例、規則、要綱等を的確に把握し遵守すること。また、各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、準拠すること。

(7) 事業の契約

市は、本事業について選定事業者に設計・建設を一括で発注するため、事業者選定の後、優先交渉権者と設計建設工事請負契約を締結する。

第3 応募者の備えるべき参加資格要件

1 応募者の構成等

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、単独企業又は複数の者で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

ただし、共同企業体の場合は、次の要件を満たすこととする。

- ① 共同企業体を構成する企業の中から代表企業を定め、参加表明書に代表企業名を明記するとともに、代表企業が応募手続きを代表して行うこと。
- ② 参加表明時に参加構成員すべてを明らかにし、各々が担当する役割を明確にすること。
- ③ 参加構成員は、他の提案を行う参加者の構成員になることはできない。
- ④ 構成員の変更は、提案書類の受付日以降、認めない。
- ⑤ 各構成員は、建設共同企業体協定書を締結し、提出すること。

イ 応募者（共同企業体の場合は、代表企業）は、山形市内に本社を有する者であることが望ましい。

ウ 本事業は、地元企業のノウハウ蓄積の意味から市内に本社を有する者の積極的な参加を期待する。なお、山形市産材や木製建具、地場産品等の活用についても可能な範囲で検討すること。

2 応募に係る参加資格要件

(1) 応募に係る参加資格要件（共通）

応募者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- ア 山形市の定める指名停止等の措置基準に基づく指名停止の措置を受けている者。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者。
- ウ 事業者検討委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連のある者。
- オ 次のいずれかに該当する者。
- （ア）法人でない者。
- （イ）次のいずれかに該当する破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない法人又は

外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。

- (a) 旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - (b) 民事再生法（平成12年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - (c) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者。
 - (d) 旧破産法（大正11年法律第71号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
- (ウ) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人。
- (a) 成年後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者。
 - (b) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。
 - (c) 禁固以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その執行を 終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。
 - (d) 山形市暴力団排除条例（平成23年12月13日条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員等（山形市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）。
 - (e) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者。
- (エ) 暴力団員又は暴力団員等がその事業活動を支配する法人。
- (オ) その者の親会社等が（イ）から（エ）までのいずれかに該当する法人。

(2) 応募に係る参加資格要件（業務別）

設計、建設、工事監理の各業務に当たる者は、上記(1)の要件の他に、それぞれ次の資格要件を満たすこと。

ア 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、(ア)の要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務

所の登録を行っていること。

イ 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、(ア) から (イ) の要件を満たすこと。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）建設業法第15条の規定に基づく工事業について、特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 市の令和3、4年度競争入札参加者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に建築一式工事として登録されており、格付けがA等級のものであること。

ウ 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、(ア) の要件を満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所
所の登録を行っていること。

3 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は参加表明書等の受付日とする。

4 参加資格の喪失

- (1) 募集要項公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は応募に係る参加資格を失うものとする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から提案書の受付開始までの間、応募者又は共同企業体の構成員のいずれかが参加資格を欠くに至った場合、当該応募者は公募型プロポーザルに参加できない。ただし、共同企業体の代表企業以外の構成員が応募に係る参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を変更した上で、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合は、当該応募者は公募型プロポーザルに参加できるものとする。
- (3) 提案書の受付開始の翌日から優先交渉権者決定日までの間、応募者又は共同企業体の構成員が参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該応募者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。ただし、共同企業体の代表企業以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を変更した上で、市が応募に係る参加資格を有するか確認し、契約締結後の事業に支障をきたさないと判断した場合は、当該応募者の当該参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。
- (4) 優先交渉権者決定日の翌日から設計建設工事請負契約締結日までの間、優先交渉権者の構成員が応募に係る参加資格要件を欠くに至った場合、市は優先交渉権者と設計建設工事請負契約を締結しない場合がある。この場合において、市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員が応募に係る参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を変更した上で、市が応募に係る参加資格を有するか確認し、設計建設工事請負契約締結後の事業に支障をきたさ

ないと判断した場合は、当該優先交渉権者と設計建設工事請負契約を締結する。

第4 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定にあつては、次の手順及びスケジュールで行う。

内 容	予定日
公募公告（募集要項等の公表）	令和4年12月5日
質問書の提出期限	令和4年12月12日
質問への回答公表	令和4年12月14日
参加表明書の提出期限	令和4年12月15日
参加資格審査結果の通知	令和4年12月16日
提案書等の提出期限	令和4年12月26日
選定審査（ヒアリング等）	令和5年1月上旬
優先交渉権者の決定及び公表	令和5年1月上旬
契約の締結	令和5年1月

2 応募手続き等

(1) 現地説明会

現地説明会の実施については以下の通りである。

① 説明会開催日及び開催場所等

日 時：令和4年12月8日（木）14時00分～15時00分

場 所：やまがたクリエイティブシティセンターQ1 3階 3-E
（山形市本町一丁目5番19号）

資 料：参加にあたっては、山形市のホームページから募集要項等をダウンロード
のうえ、持参すること。（<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp>）

② 申込方法

別添資料3「様式集」様式1「現地説明会参加申込書」に必要事項を記載の上、電子メールにて提出すること。電子メールの件名は〔募集要項等に関する説明会参加申込書〕と記載すること。

③ 参加申込期間

令和4年12月7日（水） 正午まで

④ 提出先

山形市企画調整部文化振興課

E-mail:bunka@city.yamagata-yamagata.lg.jp

(2) 募集要項等に関する質問の受付及び回答公表

募集要項等に関する質問の受付は、以下の手順により行う。

① 質問の方法

質問は別添資料3「様式集」様式2「募集要項等に関する質問書」に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には「募集要項等に関する質問」と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに提出先に連絡すること。

また、以下に示す受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

② 受付期間

令和4年12月5日（月）から令和4年12月12日（月） 午後3時まで

③ 提出先

山形市企画調整部文化振興課

E-mail: bunka@city.yamagata-yamagata.lg.jp

④ 回答公表

質問に対する回答は、山形市ホームページにて公表する。ただし、質問者の特殊な技術、経営能力等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものは公表しない。

回答公表日：令和4年12月14日（水）

(3) 資料の閲覧

募集要項等の閲覧資料の閲覧は次の通りとする。閲覧を希望する者は、山形市企画調整部文化振興課に事前に連絡すること。

① 閲覧期間

令和4年12月5日から令和4年12月23日まで

（午前9時から12時、午後1時から5時まで）

② 閲覧場所及び連絡先

山形市企画調整部文化振興課

電話番号：023-641-1212（内線 778）

(4) 参加表明書等の受付

参加を表明する者は、参加表明書及び資格審査に必要な書類を次のとおり提出しなければならない。

① 提出方法

別添資料3「様式集」に示すとおり、郵送又は持参により提出すること。持参する

場合は事前に連絡を行うこと。

② 受付期間

令和4年12月5日（月）から令和4年12月15日（木）午後3時まで

③ 提出先

山形市企画調整部文化振興課

E-mail: bunka@city.yamagata-yamagata.lg.jp

④ 審査結果の通知

資格審査の結果（資格審査通過者）については、応募者に対し、令和4年12月16日午後3時までに、個別にメールにて通知する。

(5) 提案書の受付

資格審査通過者は、提案書類を次のとおり提出すること。

① 提出方法

別添資料3「様式集」に示すとおり作成し、事前に連絡の上、持参により提出するものとする。

② 受付期間

令和4年12月16日から令和4年12月26日 午後3時まで

③ 提出先

山形市企画調整部文化振興課

E-mail: bunka@city.yamagata-yamagata.lg.jp

(6) 参加表明の辞退

① 提出方法

応募者が、提案書の提出を辞退する場合は、提案書提出期限までに、別添資料3「様式集」様式4「参加辞退届」を提出すること。

② 提出先

山形市企画調整部文化振興課

E-mail: bunka@city.yamagata-yamagata.lg.jp

(7) ヒアリング等の実施

市は、提案書提出事業者に対し、令和5年1月上旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

(7) その他

① 本プロポーザルへの参加に要する経費は、全て応募者（提案者）の負担とする。

② 出された書類は、返却しない。

- ③ 募集が公正に執行することできないと認められる場合、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、募集の執行を延期又は中止することがある。

第5 提案条件に関する事項

1 整備場所

- (1) 住 所：山形市本町一丁目5番19号
- (2) 施設名称：やまがたクリエイティブシティセンターQ1
- (3) 整備箇所：3階 3-E

2 整備内容

- (1) オンラインミーティング用ブースの設計、設置工事
- (2) 電源、照明、消防設備など必要となる設備の設置

3 各種業務に関する提案の条件

本事業に係る設計、建設業務については、別添資料1「要求水準書」及び別添資料3「様式集」に従い、提案書類を作成すること。

4 業務の委託及び請負

選定事業者は、事前に市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成員以外の者に設計、建設業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に市の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。なお、業務の委託又は請負は全て選定事業者の責任で行うものとし、選定事業者並びに当該受託者又は当該請負者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て選定事業者に帰すべき事由とみなして、選定事業者が責任を負うものとする。

5 事業計画に関する条件

(1) 提案価格の上限

本事業の提案価格の上限は、以下のとおりである。応募者は以下の価格を上限として提案すること。本提案にあたり下限額は設定しないものとする。

23,650,000円(税込)

6 市と選定事業者の責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業における本施設の設計、建設等における業務遂行上の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項につ

いては、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と選定事業者の責任分担は、別添資料5「設計建設工事請負契約書（案）」に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

第6 優先交渉権者の選定に関する事項

1 事業者検討委員会の設置

提案書類の審査は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するために設置した「やまがたクリエイティブシティセンターQ1テレワーク環境整備事業者検討委員会」（以下「事業者検討委員会」という。）において行う。

事業者検討委員会を構成する委員は、以下の通りとし、事業者検討委員会は非公開とする。

市は、事業者検討委員会による検討結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は応募に係る参加資格を失うものとする。

【委員】

委員長	山形市企画調整部長
委員	山形市都市整備部長
	山形市都市整備部建築課長
	山形市企画調整部文化振興課長

2 選定方法

本事業は、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かし、効率的・効果的な設計・施工を求めるものであり、事業者の選定にあたっては、市の財政負担額をはじめ、設計内容、建設能力等を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式により行う。

3 審査方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階で実施する。

① 参加資格審査

応募者が提出する資格審査書類について、参加資格要件の具備を確認し、市は参加資格審査結果を応募者に通知する。

② 提案審査

事業者検討委員会は、別添資料2「審査基準書」に従い、加点審査と価格審査との合

計点が最も高い提案を優先交渉権者として選定する。

4 優先交渉権者の決定及び審査結果

市は、事業者検討委員会による審査結果に基づき優先交渉権者の決定を行い、その審査結果を市ホームページで公表する。

5 募集の中止等

市は、募集の妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により公募型プロポーザルを公正に執行できないと認めるとき、又は競争性を確保し得ないと認めるときは、公募型プロポーザルの執行延期、再募集又は募集の取り止め等の対処を図る場合がある。

第7 契約に関する事項

1 設計建設工事請負契約

市は、選定事業者と設計建設工事請負契約を締結する。

2 契約を締結しない場合

選定事業者決定日の翌日から事業契約締結日までの間、選定事業者の構成員が応募に係る参加資格要件を欠くに至った場合、市は設計建設工事請負契約を締結しない場合がある。この場合において、市は選定事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

ただし、代表企業以外の構成員が応募に係る参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を変更した上で、市が応募に係る参加資格を有するか確認し、契約締結後の事業に支障をきたさないと判断した場合は、選定事業者と設計建設工事請負契約を締結することができる。

3 契約締結に係る費用の負担

設計建設工事請負契約締結に係る選定事業者側の印紙代等は、選定事業者の負担とする。

4 契約保証金

契約保証金については、設計建設工事請負契約の締結と同時に、設計・建設業務の対価の100分の10以上を納付すること。

ただし、選定事業者が、設計・建設業務に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等の保証を付した場合は、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。また、設計建設工事請負契約の

締結と同時に、選定事業者が自己の責任及び費用負担において、市又は選定事業者を被保険者とし、設計・建設業務の対価の100分の10以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、若しくは工事請負人等をして履行保証保険契約を締結させる場合には、契約保証金を免除する。なお、選定事業者は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権の上に、市を第一順位とする質権を設定すること。

5 選定事業者の契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は設計建設工事請負契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分してはならない。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 問合せ先

募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

山形市企画調整部文化振興課

〒990-8540 山形県山形市旅籠町二丁目 3 番 25 号

TEL : 023-641-1212

FAX : 023-623-9618

E-mail : bunka@city.yamagata-yamagata.lg.jp